

令和7年度東予地方局不法投棄防止対策会議

日時：令和7年9月12日（金）
14時00分～
場所：愛媛県東予地方局7階大会議室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 委員紹介（自己紹介）

4 議 事

- (1) 令和7年度東予地方局不法投棄防止対策推進協議会の運営について
- (2) 東予地方局における不法投棄防止等の取組みについて
- (3) 各市における不法投棄防止等の取組みについて
- (4) 海上保安部における不法投棄防止等の取組みについて
- (5) 各警察署管内における不法投棄等の検挙状況について
- (6) 排出事業者及び産業廃棄物処理業者における活動状況の報告について
- (7) その他

5 閉 会

東予地方局不法投棄防止対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 廃棄物の不法投棄を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、「東予地方局不法投棄防止対策推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進協議会は、「東予地方局不法投棄防止対策会議」において検討した次の事項にかかる対策を推進し、関係機関相互の活動の調整を行うものとする。

- (1) 不法投棄防止のための監視
- (2) 不法投棄防止に関する意識の啓発
- (3) 不法投棄物の処理
- (4) その他、不法投棄防止のための具体策の推進

(組織)

第3条 推進協議会は、次の各号に掲げる別表の者をもって組織し、地方局長が選任する。

- (1) 排出事業者を代表する者
- (2) 産業廃棄物処理業者を代表する者
- (3) 各所轄警察署を代表する者
- (4) 各所轄海上保安部（署）を代表する者
- (5) 東予地方局管内（今治支局管内を除く。）各市を代表する者
- (6) 県職員

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 推進協議会の会議は、会長が招集し、主宰する。

(会長)

第5条 推進協議会に会長を置き、会長には健康福祉環境部長が当たる。

2 会長が事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 推進協議会に、第2条の対策の効率的な実施方法を検討するため、必要に応じて幹事会を置くものとする。

2 幹事は、委員の中から会長が指名するものとする。

(解散)

第7条 推進協議会は、その任務を達成したときに解散する。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、東予地方局健康福祉環境部環境保全課において処理する。

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月15日から施行する。

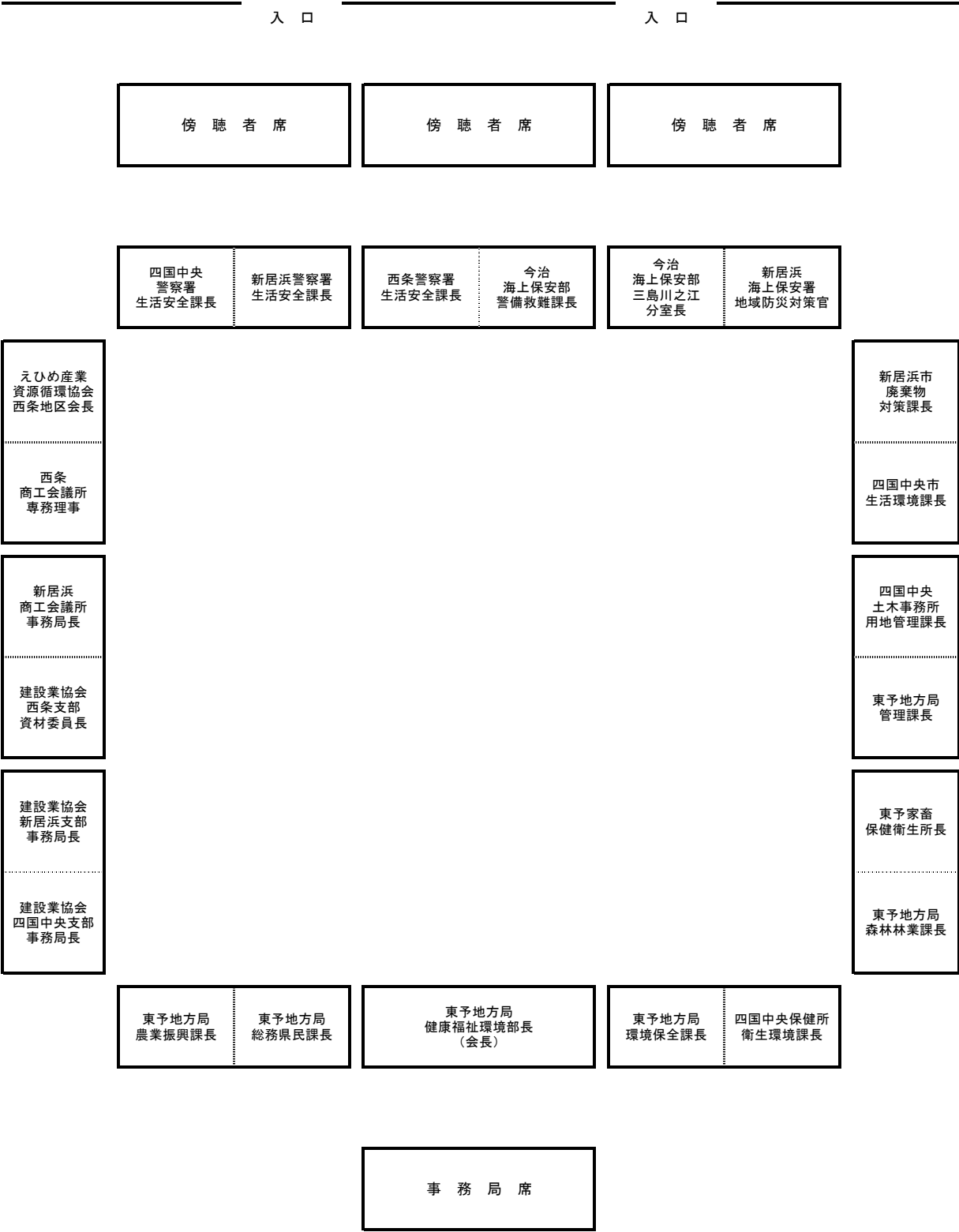
別表

東予地方局不法投棄防止対策推進協議会委員

- 1 次の各号に所属する者とする。
 - (1)愛媛県建設業協会四国中央支部
 - (2)愛媛県建設業協会新居浜支部
 - (3)愛媛県建設業協会西条支部
 - (4)四国中央商工会議所
 - (5)新居浜商工会議所
 - (6)西条商工会議所
 - (7)えひめ産業資源循環協会西条地区
- 2 次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1)四国中央警察署生活安全課長
 - (2)新居浜警察署生活安全課長
 - (3)西条警察署生活安全課長
 - (4)西条西警察署生活安全課長
 - (5)今治海上保安部警備救難課長
 - (6)今治海上保安部三島川之江分室長
 - (7)新居浜海上保安署地域防災対策官
 - (8)新居浜市廃棄物対策課長
 - (9)西条市衛生課長
 - (10)四国中央市生活環境課長
 - (11)地域産業振興部総務県民課長
 - (12)地域産業振興部課税課長
 - (13)農林水産振興部農業振興課長
 - (14)農林水産振興部森林林業課長
 - (15)東予家畜保健衛生所長
 - (16)建設部管理課長
 - (17)四国中央土木事務所用地管理課長
 - (18)健康福祉環境部長
 - (19)健康福祉環境部環境保全課長
 - (20)四国中央保健所衛生環境課長

令和 7 年度東予地方局不法投棄防止対策会議配席図

日時：令和 7 年 9 月 12 日（金） 1 4：0 0～
場所：東予地方局 7 階大会議室



令和 6 年度東予地方局不法投棄防止対策推進協議会の活動状況

○令和 6 年度東予地方局不法投棄防止対策会議

令和 6 年度事業実施計画（案）の説明、関係機関における令和 5 年度の不法投棄防止対策活動等の報告、委員間による意見交換等を行い、関係機関相互の連携強化を図りました。

実施日時 ・場所	令和 6 年 9 月 18 日（水）14 時から 15 時まで 東予地方局（西条庁舎）7 階大会議室
参加機関	（一社）愛媛県建設業協会西条支部、新居浜商工会議所、西条商工会議所、えひめ産業資源循環協会西条地区、四国中央警察署、新居浜警察署、西条警察署、今治海上保安部、新居浜海上保安署、新居浜市役所、西条市役所、四国中央市役所、東予地方局（総務県民課、課税課、農業振興課、森林林業課、東予家畜保健衛生所、管理課、四国中央保健所、環境保全課）
議 題	1 令和 6 年度東予地方局不法投棄防止対策推進協議会の運営について 2 東予地方局における不法投棄防止等の取組みについて 3 各市における不法投棄防止等の取組みについて 4 海上保安部における不法投棄防止等の取組みについて 5 各警察署管内における不法投棄などの検挙状況について 6 排出事業者及び産業廃棄物処理業者における活動状況の報告について 7 災害廃棄物処理体制について 8 その他

○不法投棄ごみ撤去活動

不法投棄防止対策推進協議会委員の所属機関等の職員により、次のとおり不法投棄されていたごみの撤去・処分を行いました。

実施日時 ・場所	令和 7 年 2 月 26 日（水） 西条市ひうち 防潮堤沿いの市道
参加機関	（一社）愛媛県建設業協会四国中央支部、（一社）愛媛県建設業協会西条支部、えひめ産業資源循環協会西条地区、新居浜警察署、西条警察署、西条西警察署、西条市役所、四国中央市役所、東予地方局（東予家畜保健衛生所、管理課、四国中央保健所、環境保全課）、愛媛県（循環型社会推進課）
実施結果	・参加者 約 70 人 ・撤去した廃棄物（主なもの） 可燃・不燃ごみ 190 kg

活動状況の写真

○令和6年度東予地方局不法投棄防止対策会議（R6.9.18）



○不法投棄ごみ撤去活動〔西条市〕（R7.2.26）



令和 7 年度東予地方局不法投棄防止対策推進協議会の活動計画（案）

日 程	計 画 内 容	備 考
9 月 12 日 開催	令和 7 年度東予地方局不法投棄防止対策会議 〔議題等〕 1 令和 7 年度東予地方局不法投棄防止対策推進協議会の運営について 2 東予地方局における不法投棄防止等の取組みについて 3 各市における不法投棄防止等の取組みについて 4 海上保安部における不法投棄防止等の取組みについて 5 各警察署管内における不法投棄等の検挙状況について 6 排出事業者及び産業廃棄物処理業者における活動状況の報告について 7 その他	
10 月以降 実施予定	不法投棄ごみ撤去活動 不法投棄が著しい箇所では不法投棄されたごみの撤去活動を実施し、参加者が用意した収集運搬車両により市の処分場まで運搬する。 また、撤去箇所に不法投棄防止を啓発する看板が、設置可能であれば設置する。 ○参加者 協議会委員の所属機関等の職員 ○活 動 不法投棄ごみの撤去活動 <u>○場 所 年間 1 箇所</u>	
令和 7 年度中	協議会設置要綱の見直し（事務局にて対応） 全ての委員を充て職とし、任期の定め（2 年）を削ることとしたい。	

東予地方局不法投棄防止対策推進協議会設置要綱（改正案）

（設置）

第1条 廃棄物の不法投棄を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、「東予地方局不法投棄防止対策推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 推進協議会は、「東予地方局不法投棄防止対策会議」において検討した次の事項にかかる対策を推進し、関係機関相互の活動の調整を行うものとする。

- （1）不法投棄防止のための監視
- （2）不法投棄防止に関する意識の啓発
- （3）不法投棄物の処理
- （4）その他、不法投棄防止のための具体策の推進

（組織）

第3条 推進協議会は、次の各号に掲げる別表の者をもって組織し、地方局長が選任する。

- （1）排出事業者を代表する者
- （2）産業廃棄物処理業者を代表する者
- （3）各所轄警察署を代表する者
- （4）各所轄海上保安部（署）を代表する者
- （5）東予地方局管内（今治支局管内を除く。）各市を代表する者
- （6）県職員

2 委員の任期は、第7条の規定により推進協議会が解散する日までとする。

（会議）

第4条 推進協議会の会議は、会長が招集し、主宰する。

（会長）

第5条 推進協議会に会長を置き、会長には健康福祉環境部長が当たる。

2 会長が事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（幹事会）

第6条 推進協議会に、第2条の対策の効率的な実施方法を検討するため、必要に応じて幹事会を置くものとする。

2 幹事は、委員の中から会長が指名するものとする。

（解散）

第7条 推進協議会は、その任務を達成したときに解散する。

（庶務）

第8条 推進協議会の庶務は、東予地方局健康福祉環境部環境保全課において処理する。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

東予地方局不法投棄防止対策推進協議会委員

区 分	職 名
排出事業者（第1号）	愛媛県建設業協会四国中央支部事務局長 愛媛県建設業協会新居浜支部事務局長 愛媛県建設業協会西条支部資材委員長 四国中央商工会議所事務局長 新居浜商工会議所事務局長 西条商工会議所専務理事
産業廃棄物処理業者（第2号）	えひめ産業資源循環協会西条地区会長
管内警察署（第3号）	四国中央警察署生活安全課長 新居浜警察署生活安全課長 西条警察署生活安全課長 西条西警察署生活安全課長
管内海上保安部（第4号）	今治海上保安部警備救難課長 今治海上保安部三島川之江分室長 新居浜海上保安部地域防災対策官
管内市（第5号）	新居浜市廃棄物対策課長 西条市衛生課長 四国中央市生活環境課長
県職員（第6号）	地域産業振興部総務県民課長 地域産業振興部課税課長 農林水産振興部農業振興課長 農林水産振興部森林林業課長 東予家畜保健衛生所長 建設部管理課長 四国中央土木事務所用地管理課長 健康福祉環境部長 健康福祉環境部環境保全課長 四国中央保健所衛生環境課長

○東予地方局不法投棄防止対策推進協議会設置要綱 改正新旧対照表（案）

改正後	改正前								
(組織) 第3条 推進協議会は、次の各号に掲げる別表の者をもって組織し、地方局長が選任する。 (1) 排出事業者を代表する者 (2) 産業廃棄物処理業者を代表する者 (3) 各所轄警察署を代表する者 (4) 各所轄海上保安部（署）を代表する者 (5) 東予地方局管内（今治支局管内を除く。）各市を代表する者 (6) 県職員 2 委員の任期は、<u>第7条の規定により推進協議会が解散する日までとする。</u> (雑則) 第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。 別表（第3条関係） 東予地方局不法投棄防止対策推進協議会委員 <table border="1" data-bbox="165 946 1102 1423"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>職 名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出事業者（第1号）</td><td>愛媛県建設業協会四国中央支部事務局長 愛媛県建設業協会新居浜支部事務局長 愛媛県建設業協会西条支部資材委員長 四国中央商工会議所事務局長 新居浜商工会議所事務局長 西条商工会議所専務理事</td></tr> <tr> <td>産業廃棄物処理業者（第2号）</td><td>えひめ産業資源循環協会西条地区会長</td></tr> <tr> <td>管内警察署（第3号）</td><td>四国中央警察署生活安全課長 新居浜警察署生活安全課長 西条警察署生活安全課長 西条西警察署生活安全課長</td></tr> </tbody> </table>	区 分	職 名	排出事業者（第1号）	愛媛県建設業協会四国中央支部事務局長 愛媛県建設業協会新居浜支部事務局長 愛媛県建設業協会西条支部資材委員長 四国中央商工会議所事務局長 新居浜商工会議所事務局長 西条商工会議所専務理事	産業廃棄物処理業者（第2号）	えひめ産業資源循環協会西条地区会長	管内警察署（第3号）	四国中央警察署生活安全課長 新居浜警察署生活安全課長 西条警察署生活安全課長 西条西警察署生活安全課長	(組織) 第3条 推進協議会は、次の各号に掲げる別表の者をもって組織し、地方局長が選任する。 (1) 排出事業者を代表する者 (2) 産業廃棄物処理業者を代表する者 (3) 各所轄警察署を代表する者 (4) 各所轄海上保安部（署）を代表する者 (5) 東予地方局管内（今治支局管内を除く。）各市を代表する者 (6) 県職員 2 委員の任期は、<u>2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。 別表 東予地方局不法投棄防止対策推進協議会委員 1 次の各号に所属する者とする。 (1)愛媛県建設業協会四国中央支部 (2)愛媛県建設業協会新居浜支部 (3)愛媛県建設業協会西条支部 (4)四国中央商工会議所 (5)新居浜商工会議所 (6)西条商工会議所 (7)えひめ産業資源循環協会西条地区 2 次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。 (1)四国中央警察署生活安全課長 (2)新居浜警察署生活安全課長 (3)西条警察署生活安全課長
区 分	職 名								
排出事業者（第1号）	愛媛県建設業協会四国中央支部事務局長 愛媛県建設業協会新居浜支部事務局長 愛媛県建設業協会西条支部資材委員長 四国中央商工会議所事務局長 新居浜商工会議所事務局長 西条商工会議所専務理事								
産業廃棄物処理業者（第2号）	えひめ産業資源循環協会西条地区会長								
管内警察署（第3号）	四国中央警察署生活安全課長 新居浜警察署生活安全課長 西条警察署生活安全課長 西条西警察署生活安全課長								

改 正 後		改 正 前
<u>管内海上保安部（第4号）</u>	<u>今治海上保安部警備救難課長</u> <u>今治海上保安部三島川之江分室長</u> <u>新居浜海上保安署地域防災対策官</u>	<u>(4)西条西警察署生活安全課長</u> <u>(5)今治海上保安部警備救難課長</u> <u>(6)今治海上保安部三島川之江分室長</u> <u>(7)新居浜海上保安署地域防災対策官</u> <u>(8)新居浜市廃棄物対策課長</u> <u>(9)西条市衛生課長</u> <u>(10)四国中央市生活環境課長</u> <u>(11)地域産業振興部総務県民課長</u> <u>(12)地域産業振興部課税課長</u> <u>(13)農林水産振興部農業振興課長</u> <u>(14)農林水産振興部森林林業課長</u> <u>(15)東予家畜保健衛生所長</u> <u>(16)建設部管理課長</u> <u>(17)四国中央土木事務所用地管理課長</u> <u>(18)健康福祉環境部長</u> <u>(19)健康福祉環境部環境保全課長</u> <u>(20)四国中央保健所衛生環境課長</u>
<u>管内市（第5号）</u>	<u>新居浜市廃棄物対策課長</u> <u>西条市衛生課長</u> <u>四国中央市生活環境課長</u>	
<u>県職員（第6号）</u>	<u>地域産業振興部総務県民課長</u> <u>地域産業振興部課税課長</u> <u>農林水産振興部農業振興課長</u> <u>農林水産振興部森林林業課長</u> <u>東予家畜保健衛生所長</u> <u>建設部管理課長</u> <u>四国中央土木事務所用地管理課長</u> <u>健康福祉環境部長</u> <u>健康福祉環境部環境保全課長</u> <u>四国中央保健所衛生環境課長</u>	

令和6年度東予地方局における不法投棄防止等の取組みについて

【未然防止対策】

○産業廃棄物排出事業者処理責任啓発事業

排出事業者を対象に年1回、廃棄物適正処理講習会を開催。各種の基準、制度等について講習。
(R6.6.20開催「東予地方局(西条庁舎)7階大会議室」88名参加)

○産業廃棄物収集運搬車両の検問

警察と合同で、産業廃棄物を運搬している車両の検問を行い、マニフェスト等の携帯状況等を確認し、無許可営業及び不適正運搬の取締り等を行った。

R6.12.3 四国中央市川之江町 国道11号線沿い(四国中央警察署、新居浜警察署)
(結果)特に問題なし。

R7.2.27 西条市船屋 県道13号壬生川新居浜野田線 路上(西条警察署)
(結果)特に問題なし。

○不法投棄防止看板の設置

市町から要望のあった不法投棄多発箇所に不法投棄防止看板を設置。
昨年度設置：新居浜市…自立式2台

【早期発見(行政)】

○産業廃棄物監視機動班

構成：県庁循環型社会推進課、各保健所の職員

事業内容：定期巡回監視、住民通報対応、不法投棄行為者への指導、事業者等への意識啓発、愛媛県防災ヘリコプターによるスカイパトロール等

【早期発見(民間)】

○不法投棄等通報フォームの設置

Webフォームを使用し、県民からの通報を積極的に受ける。従来の電話での受付と比較して、より正確、かつ過不足なく情報収集が可能になった。

[WebフォームURL <https://logoform.jp/form/XG6n/667619>]

【早期是正・指導】

○県庁循環型社会推進課へ県警本部から派遣職員(廃棄物監視指導官)の配置

本庁主幹級(警察階級…警部)1名

○産業廃棄物適正処理指導員(警察OB)の配置

暴力団関係者等に厳正な対応が行うことができるなど、指導効果の高い警察OBを県下に6名(各保健所)配置し、不法投棄等監視パトロールを常時実施し、指導体制を強化。

○不法投棄監視カメラの設置(現在、県下25台)

不法投棄が多くみられる現場に夜間監視可能な監視カメラを設置。

平成24年12月 新居浜市の県道新居浜別子山線の沿線に設置

平成26年12月 上記新居浜市内設置カメラを同市内岸の上町国領川に移設

平成30年5月 新居浜市荷内町の県道壬生川新居浜野田線の沿線に設置

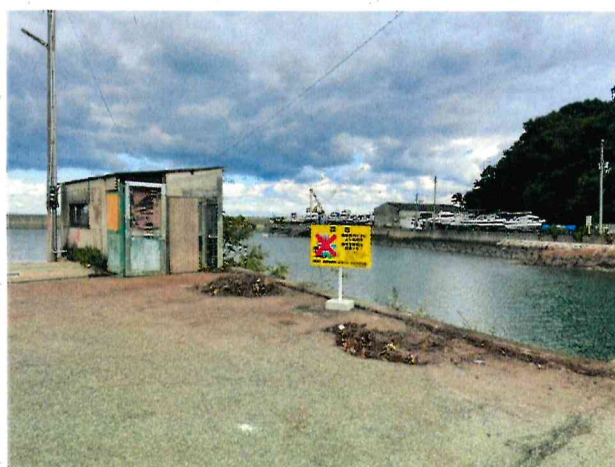
産業廃棄物収集運搬車両の検問



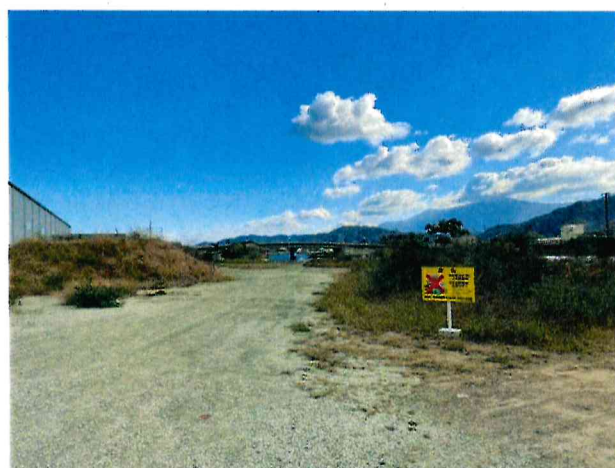
産業廃棄物収集運搬車両の検問



不法投棄防止看板（新居浜市）



不法投棄防止看板（新居浜市）



スカイパトロール（最終処分場）



スカイパトロール（最終処分場）



スカイパトロール（廃棄物放置現場）



産業廃棄物不法投棄監視カメラ



令和 6 年度 産業廃棄物監視機動班の活動状況について
(西条保健所管内)

	勤務 日数 (日)	パトロール 日数 (日)	走行距離 (km)	不適正処理の発見							行為者等への指導			行為者 不明件数
				新 規 発見数	左 の 内 訳						改善済み 件 数	指導中 件 数	指導延べ 件 数	
					不法投棄	不法焼却	保管基準 違反	処分基準 違反	土砂条例 違反	その他				
令和 6 年 4 月	16	16	1,541	2						2	1	1	2	
5 月	15	15	1,587	1						1		3	3	
6 月	16	16	1,524	1	1							2	2	1
7 月	14	14	1,353	1	1									
8 月	15	15	1,427	2	1		1				1	1	2	
9 月	14	14	1,491											
10月	17	17	1,846									2	2	
11月	14	14	1,557									1	1	
12月	15	15	1,587	1	1							1	1	1
令和 7 年 1 月	13	13	1,323									1	1	
2 月	12	12	1,114	2			1	1				1	1	1
3 月	14	14	1,460									1	1	
合計	175	175	17,810	10	4		2	1		3	2	14	16	3

(四国中央保健所管内)

	勤務 日数 (日)	パトロール 日数 (日)	走行距離 (km)	不適正処理の発見							行為者等への指導			行為者 不明件数
				新 規 発見数	左 の 内 訳						改善済み 件 数	指導中 件 数	指導延べ 件 数	
					不法投棄	不法焼却	保管基準 違反	処分基準 違反	土砂条例 違反	その他				
令和 6 年 4 月	16	16	1,610									3	3	
5 月	16	16	1,792									3	3	
6 月	16	16	1,726	1	1						1	3	4	
7 月	18	18	1,848									3	3	
8 月	15	15	1,635									1	1	
9 月	15	15	1,593									1	1	
10月	14	14	1,413									1	1	
11月	15	15	1,623									1	1	
12月	16	16	1,604									1	1	
令和 7 年 1 月	14	14	1,449											
2 月	13	13	1,260	1						1		1	1	
3 月	16	16	1,612									2	2	
合計	184	184	19,165	2	1					1	1	20	21	

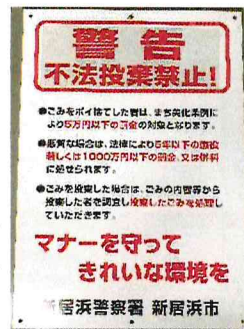
※指導中、行為者不明件数は当月内での状況であり、現在の件数ではありません。

不法投棄防止等の取組み【新居浜市】

①不法投棄防止看板の配布・設置

概要：市で発注した不法投棄防止看板の窓口配布や、県への看板設置要望を行っている。また、令和6年度より、環境美化推進運動作品コンクール「ポスターの部」入選作品のうち2点を、市の委託を受けてごみ収集を行っている事業者の収集車にラッピングを行っている。

○市発注分



○県設置分



○ポスター入選作品をごみ収集車にラッピング



不法投棄防止等の取組み【新居浜市】

②監視パトロール活動

概要：市直営車両のごみパトロール車（2 tトラック）にて、随時、市内の不法投棄ごみの調査や、ごみステーションに排出された不法投棄ごみの回収を行っている。

また、自治会等から地域の不法投棄について相談があった場合は、協議・連携し、状況に応じて不法投棄ごみの回収を行っている。

(ごみパトロール車)



(回収作業)



不法投棄防止等の取組み【新居浜市】

③不法投棄監視カメラ

概要：市内の不法投棄多発場所に監視カメラを設置し、不法投棄の抑制を図っている。映像確認後、不法投棄行為が発見された場合は、随時、土地管理者へ通報している。現在、実機3台（荷内町1番地先（2台）、立川町山根板の本線（1台））、ダミーカメラ7台を各所に設置しており、今年度さらに実機2台の設置を愛媛県に要望している。

（荷内）



（立川）



不法投棄防止等の取組み【新居浜市】

④パネル展示などのキャンペーン活動

概要：毎年9月に新居浜市内の小・中学校から募集した環境美化推進運動作品（ポスター・書道・作文・標語）を、11～12月頃に展示を行っており、令和6年度は市役所1階ロビー及びイオンモール1階展示エリアにて展示を行った。

○市役所



○イオンモール



不法投棄防止等の取組み【新居浜市】

⑤ホームページによる普及・啓発

概要：その他、市ホームページにおいても、不法投棄防止の普及・啓発を行っている。（市 HP 参照）

(<https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/haiki/fuhoutouki.html>)

不法投棄は犯罪です！

家庭から出るごみや、企業活動などによって排出される産業廃棄物は、決められたルールによって処理することになっています。

しかし、ルールを守らずにごみステーションに不法投棄（不適正排出）したり、山林や河川、道路、公園、空き地等に不法投棄をするケースが後を絶ちません。

不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されており、違反した場合は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金または併科（法人の場合は3億円以下の罰金）に処されることになります。



大島

令和4年1月27日（木曜日）大島連合自治会や有志の皆さんと一緒に、大島の山中の道路下に不法に投棄されたごみの撤去作業を実施しました。

道路下の大型ごみについては、重機によりごみを引き上げました。

作業の結果、洗濯機や車の座席のほか、大型の冷蔵庫等を回収しました。



不法投棄は犯罪です。

など・・・